

# 事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月  
 【主管課・室】 水環境部企画課  
 【評価責任者】 企画課長 柏木順二

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 3 - ( 4 ) 水環境の監視等の体制の整備
施策の概要	<p>環境基準設定項目等に係る監視測定及び測定計画の策定について地方公共団体を支援する。要監視項目については、国が監視を効果的に実施する体制を整備する。また、自治体の協力を得て市民参加により生物指標を用いた河川水質調査を実施する。</p> <p>水環境に関する各種情報をデータベース化し、GISを活用して視覚的に検索や加工・処理が可能なシステムを整備することによって、国民に最新の水環境情報をわかりやすく提供し、関連する行政・研究分野での水環境データの活用を促進する。</p>
予算額	1,524,093千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する			
指標	H12年度	H13年度	H14年度	H 年度
(参考指標) 地点数、 検体数	「達成状況」中の測定地点数等を参照			目標値
達成状況	<p>監視測定体制について                  公共用水域及び地下水において都道府県等の行う水質の監視測定及び計画策定に対し補助を行い、測定結果を集計し、要監視項目調査結果とともに公表した。</p> <p>法に基づく各年度常時監視における測定地点数</p>			

指 標	H12年度	H13年度	H14年度
公共用水域			
健康項目	5,724地点(288,844検体)	5,686地点(285,392検体)	5,695地点(278,745検体)
生活環境項目	3,471水域(425,784検体)	3,515水域(427,854検体)	3,533水域(430,271検体)
トリハロメタン生成能	473地点( 2,387検体)	483地点( 2,363検体)	473地点( 2,155検体)
要監視項目	2,040地点( 20,295検体)	2,096地点( 20,824検体)	2,035地点( 21,033検体)
地下水			
概況調査	4,911本(4,911検体)	4,722本(4,722検体)	5,269本(5,269検体)
汚染井戸周辺地区調査	3,486本(3,486検体)	2,657本(2,657検体)	2,133本(2,133検体)
定期モニタリング調査	4,234本(4,234検体)	4,928本(4,928検体)	4,384本(4,384検体)
ダイオキシン類			
公共用水域水質	2,116地点(2,424検体)	2,213地点(2,635検体)	2,188地点(2,666検体)
公共用水域底質	1,836地点(1,887検体)	1,813地点(1,866検体)	1,766地点(1,831検体)
地下水質	1,479地点(1,486検体)	1,473地点(1,480検体)	1,310地点(1,312検体)

全国水生生物調査における調査地点数

指 標	H12年度	H13年度	H14年度
調査地点数	5,639	5,520	5,141

下位目標1	水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H 年度
(参考指標) アクセス件数	(平成17年度公開予定)				
達成状況	水環境情報システムを構築し、GISを活用した情報提供システムの設計、水環境統合データベースの構築を行った。				

下位目標2	水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H 年度
(参考指標) 要調査項目 の分析法開 発数 (物質群)	154	174	197		
達成状況	要調査項目として設定された300物質群について、本年度も引き続き環境中の存在状況把握等のための測定法を開発した。				

下位目標3	小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H 年度
公定法とする簡易測定機器数(種類)	1	1	3		
達成状況	平成15年度に新たに2件を公定分析方法として告示した。				

### 評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>本施策は、水質汚濁防止法第15条第1項(水質常時監視)等に基づいて、公共用水域・地下水など公共の用に供される水環境の監視体制の整備や監視結果の国民への公開等を行うものであり、重要かつ公益性が高い。</p> <p>水質の監視測定は、以下のような役割分担によって実施されている。</p> <p>(地方自治体)常時監視に係る水質調査を実施(一部国(国土交通省地方行政機関))。</p> <p>(国民)生物指標を用いた河川水質調査を実施(自治体を通じた協力依頼に基づく自発的取組)。</p> <p>(環境省)常時監視のうち地方自治体を実施する部分について経費補助、技術的支援(分析法開発)を行うほか、上記水生生物調査結果、常時監視結果を含め水環境データをデータベース化しGISを活用して地方自治体、国民に提供。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>水環境の監視体制の整備を進めた結果、水環境の監視が遺漏なく行われ、環境基準超過の場合水質改善対策が実施されている。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>小規模事業場からの排出負荷量計測のため、より簡易な測定方法を開発する等の点に留意しながら監視体制の整備を進めているところである。</p> <p>平成11年4月には「水質モニタリング方式効率化指針」により、分析法の効率化、調査地点・項目・頻度の見直し等についての考え方を自治体に示す等、より低コストでのモニタリングの実施のための取組を進めているこ</p>
-----	---

	<p>とから、効率的であると判断できる。</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>常時監視の測定地点数は高い水準で推移している他、要調査項目の分析方法、簡易測定法の開発も随時進めており、効率的な監視体制の構築という目標をほぼ達成している。</p>
今後の課題	<p>引き続き水環境の監視体制を充実させる。</p> <p>河川水質調査の環境教育の側面からの体制を充実させる。</p> <p>水質総合情報システムのデータベース化、公開のため発展させる。</p>

### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
2	<p>今後とも水環境の状況を把握し、適切な水質改善対策を実施するため、引き続き水環境の監視を継続していく必要がある。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 3 - ( 4 ) 水環境の監視等の体制の整備	
施策共通の 主な政策手段等	・水質汚濁防止法	
事務事業名 ( 関連下位目標番号 )	事業の概要	主な政策手段等
水質総合情報システムの開発等 ( 下位目標 1 )	・水質等の水環境情報をデータベース化し、GISを利用して広く国民に公開するとともに、行政・研究分野での活用に資するシステムを構築。	・水質環境総合管理情報システム開発運営経費  ( 1 1 百万円 )
監視測定体制の充実等 ( 下位目標 2、3 )	・公共用水域及び地下水の水質汚濁の現況を監視測定するための経費補助、体制整備のための機器等設備整備に必要な経費補助、分析法開発等。	・水質汚濁防止対策推進費等のうち水環境の監視等の体制の整備に係る経費  ( 1 , 5 1 3 百万円 )